

富士見市押印見直し方針

1 基本方針

- ・実質的な効力^{※1}（意義）がある押印以外、速やかに押印は廃止する。

2 背景

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、行政のデジタル化の推進が求められている。
(書面主義、対面主義からの転換)
- ・国や先進自治体を中心に脱押印の動きが活発である。

3 押印見直しの目的

- ・「押印見直し」を通じ、市民の負担軽減、デジタル化の推進、業務執行の在り方そのもののを見直す契機とし、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。
- ・今回の「押印見直し」については、市民サービスの向上の手段の1つとして、負担の軽減に重点を置き実施する。(当該作業を通じ、将来的なデジタル化の推進等につなげていくことを念頭に行う。)

4 見直しの対象

- ・市で定めている手続のすべてを対象とする。
※市から発出する通知等における公印の押印を除く。

5 見直しスケジュール

- ・令和2年12月の全庁照会結果に基づき、ただちに廃止できるものを令和2年度内に先行して廃止し、令和3年度以降は、随時見直しを図っていく。
- ・令和2年度内に廃止予定の様式の概要

押印がある様式の総数（令和2年12月照会時）	2,038様式
令和2年度内廃止対象様式数	225様式
廃止率	11%

※1 国、県の法令等（ガイドライン等を含む）に根拠がある場合や押印を求める合理的な理由がある場合